

宇部市健康経営支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宇部市中小企業振興基本条例（平成24年条例第14号）第3条に掲げる基本方針に基づき、市内中小企業の従業員満足度の向上と人材の確保に向けて、健康経営の継続した取組を支援することを目的として、宇部市健康経営支援補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する者をいう。
- (2) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する者をいう。
- (3) 健康経営優良法人 従業員や求職者、関係企業や金融機関などから「従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に取り組んでいる法人」として社会的に評価を受けている法人のことをいい、日本健康会議が認定するものをいう。

(補助対象事業者)

第3条 この補助金の対象となる事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす中小企業者及び小規模企業者のうち法人格を有するものとする。

- (1) 市内に活動拠点を有していること。
- (2) 1年以上事業を営んでおり、今後継続して事業を営む意思があること。
- (3) 市税の滞納がないこと。
- (4) 補助金申請日の属する年度において健康経営優良法人に認定されること。
- (5) 補助金申請日の属する年度の末日において、宇部市健康サポーター（事業所部門）に登録されていること。

2 別表1継続枠の補助を受けようとする補助対象事業者は、前項各号に係るもののほか、健康経営優良法人認定による効果検証の事業を行うものとする。

(欠格事由)

第4条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助対象事業者となることができない。

- (1) 公序良俗に反する事業を行う者
- (2) 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に定める風俗営業等の事業）を行う者
- (3) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者
- (4) 暴力団員による不当な行為等の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する法人又は個人並びにそれらの利益となる活動を行う法人又は個人

(補助対象事業)

第5条 補助の対象となる事業は、健康経営優良法人の認定基準を満たすためのもので、補助金申請日の属する年度の4月1日から当該年度の健康経営優良法人の認定申請日まで実施する事業とする。ただし、国・県その他の公的機関から補助金等の交付を受ける事

業は対象外とする。

(補助金の額等)

第6条 市長は、予算の範囲内において補助金の額を決定する。

- 2 前項の規定における補助金の額の算定については、別表1に掲げる補助率、補助上限額のとおりとする。
- 3 前項の規定により算出された補助金の額に、千円未満の端数が生じたときは、その端数の金額を切り捨てる。
- 4 補助金額の算定の対象となる経費は、前条に規定する事業の実施に要する経費とし、別表2に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助対象事業者で補助金の交付を受けようとする者は宇部市健康経営支援補助金交付申請書(様式第1号)及び事業計画書(様式第1号の2)に必要な書類を添付し、提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条第1項の規定に基づく申請書が提出された場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは予算の範囲内で交付決定を行い、交付を決定した当該補助対象事業者には、宇部市健康経営支援補助金交付決定通知書(様式第2号)により、不交付を決定した当該補助対象事業者には宇部市健康経営支援補助金不交付決定通知書(様式第3号)により結果を通知するものとする。

- 2 市長は、前項の決定に際して必要な条件を付すことができる。
- 3 補助対象事業者への交付決定は、一会計年度あたり1回とする。

(補助事業の内容変更等)

第9条 前条第1項の規定により補助金の交付決定通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)が当該決定に係る事業(以下「補助事業」という。)の内容を変更しようとするときは、あらかじめ宇部市健康経営支援補助金事業計画変更申請書(様式第4号)及び経費明細書(様式第4号の2)を提出し、市長の承認を受けなければならない。ただし、次に定める軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 補助金交付決定額の20パーセント以内の減額変更をする場合
 - (2) 補助対象経費の目的を実質的に変更するものでない場合
 - (3) 補助事業の目的に影響のない程度の補助事業の細部を変更する場合
- 2 市長は、前項の規定に基づく申請書が提出された場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該補助事業者に対し、速やかに宇部市健康経営支援補助金事業計画変更承認通知書(様式第5号)により通知するものとする。ただし、変更後の補助金の額は、前条に規定する交付決定通知書に記載された補助金の額を超えないものとする。
- 3 市長は、前項の決定に際して必要な条件を付すことができる。

(補助事業の中止)

第10条 補助事業者は交付決定を受けた後、やむを得ない理由により補助事業を中止しようとするときは、速やかに宇部市健康経営支援補助金事業中止届(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(補助事業の実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業を完了した日から30日以内又は当該補助金の交付を申請する日が属する会計年度の3月末日のいずれか早い日までに、健康経営優良法人の認定を受けたことが分かる書類を添えて、宇部市健康経営支援補助金実績報告書（様式第7号）及び事業報告書（様式第7号の2）を提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の実績報告書が提出された場合において、その内容を審査し、補助金の交付決定の内容（第9条の規定により補助事業の内容が変更となった場合は変更承認後の内容）及びこれに付した条件に適合していると認めるときは、第8条の規定に基づく交付決定額（第9条の規定により交付決定額が変更となった場合は変更承認後の額）の範囲内で補助金の額を決定し、速やかに当該補助事業者に対し、宇部市健康経営支援補助金額確定通知書（様式第8号）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第13条 補助事業者は、前条の規定による補助金の確定通知を受けた後、補助金の交付を受けようとするときは、宇部市健康経営支援補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書が提出された場合において、その内容を審査の上、適正と認めたときは、速やかに当該補助事業者に対し補助金を交付するものとする。

（帳簿等の整備）

第14条 補助金を交付された補助事業者は、補助事業に係る帳簿その他の関係書類を整備し、当該補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、これらを保存しなければならない。

（補助事業完了後の状況報告等）

第15条 補助金を交付された補助事業者は、市長に対し、補助金を交付された日の属する翌年度の決算期経過後4か月以内に、宇部市健康経営支援補助金状況報告書（様式第10号）を提出しなければならない。

2 補助事業者は、市長が当該補助事業に関する調査を行う場合は、その調査に協力しなければならない。

（交付決定の取消）

第16条 市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定（第9条の規定により交付決定額が変更となった場合は変更承認後の額）の全部又は一部を取り消すことができる。この場合、宇部市健康経営支援補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により通知するものとする。

- (1) 健康経営優良法人に認定されないとき。
- (2) 虚偽の申請若しくは報告又は不正行為により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 前条第1項の規定に反したと認めるとき。
- (4) 補助金を補助事業以外の用途へ使用したとき。
- (5) この要綱又は補助金の交付決定の内容（第9条の規定により事業計画が変更となった場合は、変更承認後の内容）若しくは補助金の交付に関して付した条件に違反したとき。
- (6) 第10条の規定により、補助事業を中止したとき。

2 前項の規定は、第12条の規定に基づき補助金の額を確定した後においても適用するも

のとする。

(補助金の返還)

第17条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該補助事業者に対し、期間を定めてその返還を命じるものとする。

(遅延利息)

第18条 市長は、前条の規定により補助金の返還を命じた場合において、当該返還すべき金額を指定した期日までに補助事業者が納付しなかったときは、宇部市財務規則（昭和44年規則第4号）の定めに従い、督促状を補助事業者に発するものとする。

2 前項の規定により督促を受けた補助事業者は、督促で指定した期限（以下「指定期日」という。）までに納付しなかったときは、指定期日の翌日から納付の日までの日数に応じて、宇部市遅延金の徴収に関する条例（昭和39年条例第57号）に定める利率により計算した額を遅延利息として納付しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

(財産の処分)

第19条 補助金を交付された補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用又は譲渡、交換、貸付若しくは担保に供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の全部若しくは一部を返納し、又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過した場合は、この限りではない。

(成果の発表)

第20条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に成果の発表を求めることができる。

(補助金交付に関する情報の公表)

第21条 市長は補助金交付に関して次に掲げるものを公表するものとする。

- (1) 補助事業者の名称及び所在地
- (2) 補助対象事業の名称及び事業概要
- (3) 補助対象事業に係る補助金額

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和4年5月10日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和5年6月9日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和6年9月17日から施行する。

別表1（第3条及び6条関係）

区分	補助率	補助上限額 (補助下限額)
新規枠 (健康経営に新たに取り組む事業者)	補助対象経費の2/3以内	200,000円 (30,000円)
継続枠 (継続して効果検証に取り組む事業者)	補助対象経費の2/3以内	300,000円 (30,000円)

※千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

別表2（第6条関係）

1 補助対象経費は次のとおりとする。ただし、当該年度の4月1日以降に発注・購入したもの、若しくは契約したもので、当該年度の2月末までに支払ったものとする

区分	内容
定期健診受診勧奨の取組に要する経費	がん検診の受診勧奨、再検査受診勧奨等の取組
ストレスチェックの実施に要する経費	ストレスチェックを実施した上で、医師から面接指導等を受ける取組
食生活の改善に向けた取組に要する経費	社員食堂におけるヘルシーメニューの提供等の食生活の改善に向けた取組
運動機会の増進に向けた取組に要する経費	運動会、ウォーキング大会のイベント開催等の運動機会の増進に向けた取組 フィットネスクラブの法人契約
受動喫煙対策に係る経費	職場での受動禁煙防止対策のための取組
健康経営優良法人認定申請に係る経費	申請費用
その他の経費	市長が必要と認める健康経営優良法人認定に要する経費
健康経営優良法人認定による効果検証の取組に要する経費	効果検証にかかるコンサルテーション等に要する経費

2 補助対象外経費は次のとおりとする。

- (1) 汎用性があり、目的外使用となり得るもの（事務処理用PC関連、スマートフォン、タブレット端末、プリンタ、デジタル複合機等）
- (2) 当該年度の4月1日前に発注・購入したもの、若しくは契約したもので、又は健康経営優良法人認定申請の期間終了後に契約等を実施したもの
- (3) 公租公課（消費税及び地方消費税等）
- (4) 国、県等の他の補助金、助成金が充当される費用
- (5) 国、県等の事業により費用が負担軽減されるなど、実質的に支援の対象となる経費
- (6) 本補助金に係る事業計画書類の作成及び送付に係る費用
- (7) 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
- (8) 事務用品等の消耗品費、雑誌購読料、新聞代
- (9) 飲食、奢侈、娯楽、接待等の費用
- (10) 上記のほか、公的な資金の用途として、社会通念上不適切と認められる経費